輪島市 有害鳥獣対策
狩猟免許取得等補助金 のご案内

【お問い合わせ・提出先】
輪島市役所 農林水産課
TEL: 0768-23-1141

地域を守る「捕獲の担い手」を支援します。

輪島市では、イノシシ等による農作物被害の防止と市民の生活環境を保護するため、狩猟免許の新規取得、3年ごとの免許更新や、ライフル銃の購入に係る経費の一部を補助しています。

1 補助金の対象となる方（以下の条件をすべて満たす方）

- ☑ 輪島市内に住所を有している方
- ☑ 地元猟友会に3年間以上在籍できる方
- ☑ 有害鳥獣捕獲・緊急捕獲等に協力できる方
- ☑ 市税等の滞納がない方

2 補助対象経費と補助金額

区分	対象経費	補助率	上限額
第一種銃猟免許 （ライフル銃所持）	・狩猟免許の取得・更新費用 ・狩猟者登録費用（免許更新時のみ） ・猟銃・空気銃所持許可証の取得・更新費用	全額補助 （100 円未満切捨て）	70,000 円
第一種銃猟免許 （散弾銃所持）	・狩猟免許の取得・更新費用 ・狩猟者登録費用（免許更新時のみ） ・猟銃・空気銃所持許可証の取得・更新費用	全額補助 （100 円未満切捨て）	50,000 円
わな猟免許	・狩猟免許の取得・更新費用 ・狩猟者登録費用（免許更新時のみ）	全額補助 （100 円未満切捨て）	15,000 円
ライフル銃の購入 ※初めて購入する場合	・ライフル銃本体の購入費 ・ガンロッカー・装弾ロッカーの購入費	1/2 （100 円未満切捨て）	200,000 円

3 申請に必要な書類

- 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 狩猟免許の写し
- 領収書（補助対象経費の支払額が証明できるもの）
- 猟銃・空気銃所持許可証の写し
- その他市長が必要と認める書類

4 手続き・申請の流れ

【STEP 1】 → 免許受検・更新
ライフル銃等の購入
（代金の支払い）

【STEP 2】 → 必要書類の準備・提出
（様式第1号・領収書等）

【STEP 3】 → 書類審査・決定通知
（市から様式3号送付）

【STEP 4】 請求書の提出
（補助金の交付）